

令和 () 年度 特別徴収への切替届出(依頼)書

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 -					特別徴収義務者 指定番号						
		フリガナ								新規の場合、納入書(必要・不要)				
		名称 (氏名)						担当者 連絡先	所属					
		代表者の 職氏名							氏名					
		法人番号							電話					

用紙はコピーしてお使いください。

給与 所得者	フリガナ				旧姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1・2・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。				
	氏名							特別徴収 開始予定月	月分 (月 日納期限分) から 特別徴収を開始します。 ※ 切替届出(依頼)書は、特別徴収開始月の前月10日までに御提出ください。				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日						届出理由	1. 入社 2. その他 ()				
	1月1日現在の 住所	〒 -						月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。				
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。											
	受給者番号												

水戸市処理欄
処理不要
<input type="checkbox"/> 課税資料なし <input type="checkbox"/> 課税権なし

- <注意事項>
1. 切替届出書が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、特別徴収切替になった方の給与から特別徴収できる月を「特別徴収開始予定月」に記入してください。
 2. 普通徴収の納期限が過ぎた分及び随時課税分は、特別徴収へ切り替えることができません。また、10日までに提出がされなかった場合、希望された普通徴収切替期別を特別徴収へ切り替えることができない場合があります。
 3. 二重納付防止のため、個人あてに送付された普通徴収の納付書を同封してお送りいただくか、給与所得者に納付書を破棄するようお伝えください。
 4. 65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税は、給与からの特別徴収はできません。
 5. 給与支払者の法人番号を必ず記入してください(個人事業主の場合、記入は不要です)。
 6. 控えが必要な場合は、コピーをおとりください。

記入例

令和（6）年度 特別徴収への切替届出(依頼)書

(あて先) 水戸市長 令和 6 年 8 月 6 日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 310 - 8610 水戸市中央〇丁目〇番地〇号		特別徴収義務者 指定番号	7 1 2 3 4 5 6 7 8 9										
		フリガナ	〇 〇 ショウジ			新規の場合、納入書(必要・不要)										
		名称 (氏名)	(株) 〇 〇 商事			担当者 連絡先	所属	経理課								
		代表者の 職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇〇				氏名	鈴木一郎								
		法人番号	1	2	3		4	5	6	7	8	9	1	2	3	4

給与所得者	フリガナ	ヤマダ ハナコ		旧姓		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔1・ 2 ・3・4〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名	山田 花子		中村			
	生年月日	昭和 平成 56 年 8 月 22 日		特別徴収 開始予定月	9 月分 (10 月 10 日納期限分) から 特別徴収を開始します。 ※ 切替届出(依頼)書は、特別徴収開始月の前月10日までに御提出ください。		
	1月1日現在の 住所	〒310 - 0801 水戸市桜川〇-〇-〇		届出理由	1. 入社 2. その他 ()		
	現在の住所	〒316 - 0024 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 日立市水木町〇-〇-〇		月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
受給者番号	123456MT						

- <注意事項>
- 切替届出書が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、特別徴収切替になった方の給与から特別徴収できる月を「特別徴収開始予定月」に記入してください。
 - 普通徴収の納期限が過ぎた分及び随時課税分は、特別徴収へ切り替えることができません。また、10日までに提出がされなかった場合、希望された普通徴収切替期別を特別徴収へ切り替えることができない場合があります。
 - 二重納付防止のため、個人あてに送付された普通徴収の納付書を同封してお送りいただくか、給与所得者に納付書を破棄するようお伝えください。
 - 65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税は、給与からの特別徴収はできません。
 - 給与支払者の法人番号を必ず記入してください(個人事業主の場合、記入は不要です)。
 - 控えが必要な場合は、コピーをおとりください。